総社市犬及び猫へのマイクロチップ装着費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和4年9月28日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市大及び猫へのマイクロチップ装着費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼育する犬(以下「飼犬」という。)又は飼育する猫(以下「飼猫」という。) にマイクロチップを装着する者に対し、予算の範囲内においてマイクロチップ装着費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条に規定する免許を有する者が施術する、マイクロチップの装着に要する施術費(以下「装着費」という。)の負担者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に該当するものとする。
 - (1) 飼犬へのマイクロチップ装着 次のいずれにも該当する者
 - ア 補助金の交付申請時において、市内に住所を有する者であること。
 - イ 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条の規定に基づき登録され、かつ、補助金の 交付申請を行う日前1年以内に、同法第5条の規定による注射済票の交付を受けている飼犬の所 有者又は当該所有者と同一の世帯に属する者であること。
 - ウ 世帯全員が市税を滞納していないこと。
 - エ 世帯全員が暴力団員等(総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第3 号に規定する暴力団員等をいう。次号において同じ。)に該当せず,これらの者と密接な関係を 有しない者であること。
 - (2) 飼猫へのマイクロチップ装着 次のいずれにも該当する者
 - ア 補助金の交付申請時において、市内に住所を有する者であること。
 - イ 飼猫の所有者又は当該所有者と同一の世帯に属する者であること。
 - ウ 世帯全員が市税を滞納していないこと。
 - エ 世帯全員が暴力団員等に該当せず、これらの者と密接な関係を有しない者であること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、装着費の10分の10以内の額とし、1頭につき5、500円を限度とする。 2 補助対象頭数は、飼犬及び飼猫の種別を問わず、補助対象者の属する世帯当たり、同一年度において2頭までとする。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、飼犬又は飼猫にマイクロチップを装着しようとする日の属する年度の2月末日までに、マイクロチップ装着費補助金交付申請書(様式第1号)に装着費の額を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。(交付の決定)
- 第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、速やかにマイクロチップ装着費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者に対し、その 旨の通知を行うものとする。

(装着の期限)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、 飼犬又は飼猫へのマイクロチップの装着を、交付決定の日から起算して30日を経過する日までに行 わなければならない。

(実績報告等)

第7条 交付決定者は、飼犬又は飼猫にマイクロチップを装着した日から起算して20日を経過する日 又は当該装着した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、マイクロチップ装着費補助

- 金実績報告書(様式第3号)及びマイクロチップ装着費補助金請求書(様式第4号)に装着費を支払ったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上、当該交付決定者に対し、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを受けた者及びその者と同一の世帯に属する者に対し、 交付決定を取り消した日以後の補助金の交付を行わないものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

年 月 日

総社市長様

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

マイクロチップ装着費補助金交付申請書

総社市大及び猫へのマイクロチップ装着費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、審査のため、市が住民基本台帳により確認を行うこと及び市税の納付状況を確認 することに同意するとともに、誓約事項を誓約します。

記

補助金申請額

犬又は猫の情報

種別	犬 ・ 猫	性別	オス ・ メス
種類		生年月日	年 月 日
毛 色		呼 名	
鑑札番号 (犬のみ)		注射番号(犬のみ)	
所有者氏名			

マイクロチップ装着に係る情報

装着費	円
-----	---

注 補助金申請額は、装着費の10分の10以内の額(上限5,500円)

【誓約事項】

- 1 マイクロチップを装着しようとする犬又は猫は、所有者が飼育している犬又は猫であることに、相違ありません。
- 2 世帯全員が総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、また、これらの者と密接な関係も有していません。

第 号

住 所 氏 名

マイクロチップ装着費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったマイクロチップ装着費補助金については、 次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

総社市長即

記

交付決定額

年 月 日

総社市長様

住 所 氏 名

マイクロチップ装着費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったマイクロチップ装着費補助金について,次のとおりマイクロチップを装着したので,関係書類を添えて報告します。

記

1	交付決定額	 円

2 マイクロチップ装着に係る情報

装着実施日	2	年	月	F	3	3	装着す	ŧ				円
マイクロチップの データコード						-	 	 	 	1	1	

3 添付書類

装着費を支払ったことを証する書類

年	月	日

総社市長様

住 所

氏 名

マイクロチップ装着費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったマイクロチップ装着費補助金について,次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 ______

2 振込先

金融機関名		支店等名	
種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			